

小ヶ倉小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年度

【いじめ防止の基本方針】

○基本理念

- ・『いじめは人間として絶対に許されない』との認識をもち、学校教育全体を通じて、児童一人一人への徹底
- ・すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核
- ・いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが重要
- ・児童の豊かな情操や道徳心、自他の違いを認め、互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力を養う
- ・すべての児童画自己有用感や充実感を感じられる学級づくりを目指す

○いじめの定義

- ・いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応

めざす子供像

明るく学ぶ子

楽しく鍛える子

明日の希望を語る子

いじめ対策委員会

- 「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。
- 構成員・・・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、養護教諭、当該事案に関わりのある教職員
- 必要に応じて会を開き、対応を検討する（随時）。

専門家・外部関係者

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
学校評議員 学校サポーター
主任児童委員 教育委員会
児童福祉施設関係者

育正会・地域との連携

学校行事、育正会行事や地域行事を通して、情報交換ができる環境を整え、育正会や地域との絆を深める。
ホームページや学校だよりで、学校の方針・対応について啓発していく。

関係機関との連携

関係機関との連携を密にし、定期的に学校訪問の機会を設ける。また、可能な限り情報を提供し、指導・助言を仰ぎながら対応する。そして、いじめの防止・発見・解決に全力で取り組む。

児童会活動

いじめ問題を自分たちの問題として意識し、予防することができるよう、年間を通して、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、支援していく。

「しない・させない・許さない」

〈いじめの禁止〉 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

〈保護者の責務等〉 第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

「いじめ防止対策推進法」から抜粋

【いじめ問題への取組】

（学校及び学校の教職員の責務）第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と の連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに 対処する責務を有する。

「いじめ防止対策推進法」から抜粋

いじめの防止

- いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した校内指導体制を確立する。
- いじめ問題に関する研修を実施し、教職員間の共通理解を図り、観察力や対応力の向上に努める。
- 全ての教育活動を通して、人権意識と生命尊重の態度、自己肯定感や共感的人間関係を育成する。
- いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の時間の指導改善を図り、道徳的实践力を培う。
- 児童会活動において、いじめに関わる問題に対する自主的な取組を仕組み、指導・支援する。
- 家庭やSST、地域の関係団体と協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた取組を推進する。
- 学校HPなどでも基本方針の周知を図り、学校評価などで計画的かつ継続的な点検に取り組む。

いじめの早期発見

- 教職員による日常観察を行い、児童の些細な変化を見逃さず、教職員間で情報を共有する。
- 定期的なアンケート調査（月1回）や個人面談を実施し、よりきめ細かな実態把握に努める。
- 校内の教育相談体制を整備し、児童や保護者の悩みを積極的に受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用してその充実を図る。
- 育正会や主任児童委員などの地域関係団体と連携し、より多くの情報を収集する。
- コーディネーターや養護教諭以外にも相談できる機関等があることを継続して周知していく。

いじめに対する措置

- いじめと疑われる行為を発見した場合や、児童・保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、すぐに校長・教頭・生活指導主任等に報告し、「いじめ対策委員会」を中心とした組織的での確な関わりをもっていく。
- いじめられた児童の安全を確保する手立てを講じ、正確かつ迅速に事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力しながら問題解決に当たる。
- いじめた児童へは、特別な計画に基づく指導を徹底し、保護者へ継続的な助言を行っていく。
- 他の児童へは、いじめを傍観せず、仲裁に入ったり相談したりする勇気をもつよう指導する。
- 教師は、わかる授業づくりや互いを尊重し、認め合う学級集団づくりで再発防止に努める。

重大事態発生時の取組

- ◇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校が重大事態を認知した場合は、直ちに長崎市教育委員会へ発生報告を行う。
- 〔重大事態の例〕○自殺を図った ○身体に重大な傷害を負った ○金品等の被害を被った ○精神性疾患を発症した ○不登校になった ○児童・保護者からの申し立てがあった
- ◇「いじめ対策委員会」で事実関係を明確にする調査を実施し、事後対応・再発防止に努める。
- ・教育委員会と連携した調査主体の決定
- ・教育委員会と連携した調査組織の決定
- ・教育委員会への調査結果の報告及び被害者への説明

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせ、関係児童から状況を確認する。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある学校及び施設や教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任 生徒指導担当へ報告

直ちに報告する

教頭、校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、「いじめ対策委員会」と連携して、いじめの事実の有無を確認する。

いじめ対策委員会

相互連絡

各関係機関

- 関係児童からの聞き取りをもとに、「いじめ対策委員会」で、今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。また、養護教諭や教育相談担当、スクールカウンセラー等が協力して心のケアに努める。

加害児童への継続した指導

- いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- 行為の背景や経緯の具体的な記録を「報・連・相カード」に残し、継続指導する。

保護者への 継続した支援と援助

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行う。事実関係や心情を正確に伝え、謝罪するとともに、今後の学校の対応や連携方法について、説明と協議を行う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

【いじめの早期発見チェックリスト】

学校生活

～ いじめられている子のサイン ～

- ☐ どこかおどおどしている。脅えているように感じる。
- ☐ 浮かない顔や下を向いていることが多い。薄笑いが多い。教師と視線を合わせない。
- ☐ 一人であることが多い。保健室や図書室によく行く。
- ☐ よい発言や活動をしたのに賞賛が得られない。
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ 遅刻、欠席が急に増えた。
- ☐ 衣服の汚れや傷・あざがある。
- ☐ グループ編成などで孤立する。
- ☐ 仲のいいグループから急に離れた。
- ☐ 友達よりも教師と話したがる。
- ☐ 手や足に擦り傷やあざがある。
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごる。
- ☐ 持ち物が壊されたり隠されたりする。

～ いじめている子、いじめが起こっている集団のサイン ～

- ☐ 特定のグループばかりで行動する。
- ☐ グループ内だけの隠語を使っている。
- ☐ 言葉遣いが荒くなる。
- ☐ 買った覚えのない品物を持っている。
- ☐ 特定の子に対する笑いや冷やかしが目に付く。人をばかにするような言動が目につく。
- ☐ あからさまに教師の機嫌をとる。また、逆に教師の指導を素直に受け取れない。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調や命令的な口調で話したりする。

家庭生活

～ いじめられている子のサイン ～

朝（登校前）

- ☐ 朝、起きてこない。布団からなかなか出てこない。遅刻が増えた。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。早退が増えた。
- ☐ 食欲がなくなっている。黙って食べるようになる。
- ☐ 日曜や休日は調子がいい。

夕方（下校後）

- ☐ 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。友達から誘いを避けている。
- ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ☐ かばんや教科書、ノートに落書きがある。所持品の破損や紛失が目立つ。
- ☐ 服装がなんとなく乱れている。汚れが目立つ。
- ☐ 体や顔にあざや傷がある。尋ねても納得のいく説明が得られない。
- ☐ 家から勝手にお金を持ち出す。必要以上のお金を欲しがる。

夜（就寝前後）

- ☐ 携帯電話の着信やメールにおびえる。携帯をコソコソ見ている。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話題が減った。
- ☐ 表情が暗く、家族との会話が少なくなった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- ☐ 寝つきが悪かったり、夜、眠れなかったりする日が続く。

※「いじめている子のサイン」は、学校生活の欄を参照ください。

【年間活動計画（研修計画も含む）】

月	活動内容	月	活動内容
4月	職員会議（いじめ防止基本方針確認） 生活アンケート 児童理解の会（情報共有） 育正会総会	10月	各学年における体験活動の充実 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）
5月	校区及び児童自宅確認 生活アンケート 児童理解の会（情報共有） 学校評議委員会	11月	人権週間に向けた取組 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）
6月	教育週間（道徳教育の実践「生命尊重」） 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）	12月	児童との個別面談 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）
7月	児童及び保護者との個別面談 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）	1月	3学期の目標設定 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）
8月	職員研修（いじめ防止・体罰防止） 児童理解の会（情報共有）	2月	職員会議 ・1年間の取組について 生活アンケート 児童理解の会（情報共有） 学校評議委員会
9月	2学期の目標設定 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）	3月	職員会議 ・次年度の計画について ・学校評価について 生活アンケート 児童理解の会（情報共有）

【主な相談窓口】

相談窓口	電話番号	相談時間
長崎市立小ヶ倉小学校	095-878-4353	8:15～16:45（月～金）
こども総合相談（子育てサポート課）	095-825-5642	8:45～17:00（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556^275	9:00～17:00（月～金）
長崎市教育委員会	095-829-1195	9:00～17:30（月～金）
親子ホットライン	0121-72-5311	9:00～21:00（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（月～金）
こども人権110番	012-007-110	8:30～17:15（月～金）
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00～17:45（月～金）
ヤングテレホン	0120-786-714	9:00～17:45（月～金）
長崎市少年センター	095-825-1949	9:00～17:30（月～金）
24時間子供SOSダイヤル	0570-07-8310	24時間（月～金）
こども総合相談	095-825-5624	8:45～17:30（月～金）